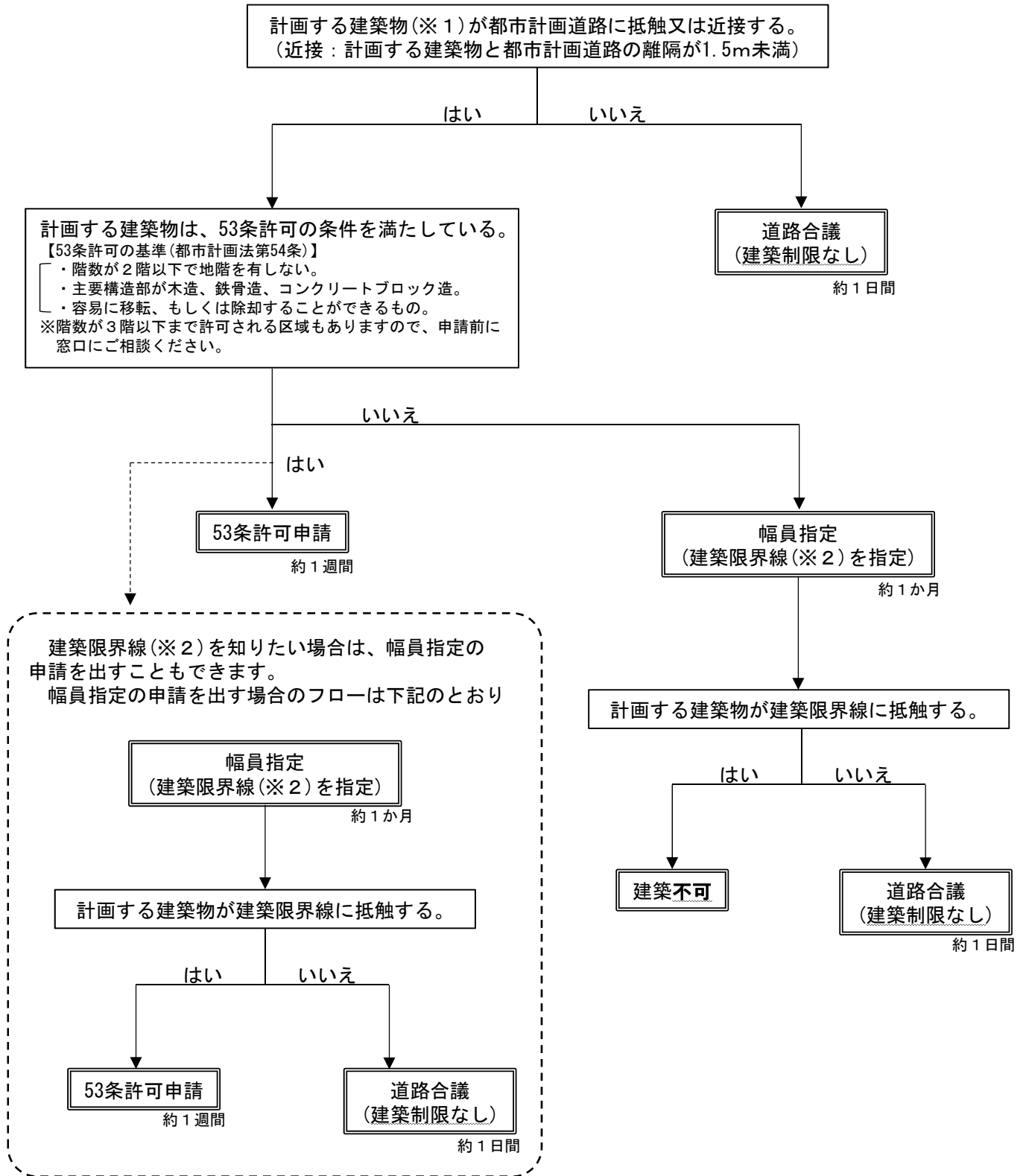


# 建築確認申請前の都市計画道路に関する手続きフロー



※1 建築物：【建築基準法第2条第1号に定める建築物】

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

※2 建築限界線：都市計画道路に抵触する恐れのない区域を示す線  
(都市計画道路の線を示すものではありません。)